

○鳩山町地域包括ケアセンター条例

平成29年3月21日条例第4号

改正

平成30年3月20日条例第17号

令和8年3月16日条例第8号

鳩山町地域包括ケアセンター条例

(設置)

第1条 高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、保健医療サービスや介護保険サービス、福祉サービスなど包括的な支援・サービス体制を構築し、医療と介護の連携を図るとともに、子どもから高齢者まで多世代が利用できる施設として、鳩山町地域包括ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ケアセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	鳩山町地域包括ケアセンター
位置	鳩山町松ヶ丘四丁目1番4号

(施設の構成)

第3条 ケアセンターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) デイサービスセンター
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 地域の交流スペース

2 ケアセンターは、前項の構成施設相互の連携を図り、管理するものとする。

(業務)

第4条 ケアセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) デイサービスセンターは、介護と医療の連携したサービスを提供するため、次の事業を行う。
 - ア 通所介護（地域密着型通所介護を含む。）
 - イ 訪問看護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 医療・在宅療養支援に関する相談
 - オ 医療・介護及びボランティアの研修

カ その他地域包括ケアセンター設置の目的を達成するために必要な事業
(2) 地域包括支援センターは、高齢者を対象とした介護予防、包括的な相談、生活支援等のため、次の事業を行う。

ア 介護予防支援事業

イ 地域支援事業

ウ ケアセンターの運營業務

(3) 地域の交流スペースは、介護予防、健康増進のための事業及び子どもから高齢者まで多世代が交流できるように次の事業を行う。

ア 健康づくり・介護予防事業

イ ボランティア支援・生活支援活動

ウ 生涯学習事業

エ 多世代交流・地域交流事業

(開館時間及び休館日)

第5条 ケアセンターの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、町長は必要があると認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(職員の配置)

第6条 地域包括支援センターに次に掲げる職員を配置する。

(1) 管理者 1名

(2) 鳩山町地域包括支援センターの事業の運営及び職員に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）第4条に定める職員

(行為の禁止)

第7条 ケアセンター及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為

(2) ケアセンターの施設を破損、損傷し、又は滅失するおそれのある行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 物品の販売、勧誘、募金活動、寄附行為、その他営利を目的として使用する行為。ただし、町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ケアセンターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとして、町長が特に禁止する行為

(使用の許可)

第8条 地域の交流スペースを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第9条 町長は、使用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは当該許可をしないものとする。

- (1) 第7条各号に規定するいずれかの行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 特定の宗教又は政治活動と認められるとき。
- (4) その他ケアセンターの管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第10条 町長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則、若しくは使用許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他町長が特に必要と認めたとき。

（原状の回復義務）

第11条 使用者は、地域の交流スペースの使用を終了したとき、又は使用の中止を命ぜられたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、地域の交流スペースの設備を毀損し又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（使用料）

第13条 使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、町長が別に定める基準により減額又は免除することができる。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、町長が別に定める基準に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（指定管理者による管理）

第14条 町長は、ケアセンターのうち、デイサービスセンターの管理・運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

(1) デイサービスセンターの維持管理に関する業務

(2) 第4条第1号に掲げる業務

(3) その他町長が定める業務

3 指定管理者の指定の手續等は、鳩山町公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年条例第1号）の定めるところによる。

（利用料金）

第15条 デイサービスセンターの利用者は、別表第3に定める利用料金を納付しなければならない。

2 指定管理者が管理運営を行う場合は、前項の規定に基づき納付された利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月16日条例第8号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

ケアセンターの開館時間及び休館日

施設名	開館時間	休館日
デイサービスセンター	午前8時30分から午後5時30分まで	(1) 土曜日、日曜日 (2) 5月3日から5月5日までの間 (3) 8月13日から8月16日までの間 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの間
地域包括支援	午前8時30分から午	(1) 土曜日、日曜日及び休日

センター	後5時15分まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの間
地域の交流スペース	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの間

備考 休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2（第13条関係）

地域の交流スペース使用料

区分	使用料	
	平日	土曜日・日曜日・休日
午前	1,200円	1,500円
午後	1,600円	2,000円
夜間	2,000円	2,400円

備考

- 1 休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて使用する場合は、それぞれ規定金額を加えた金額をもって使用料とする。
- 3 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、1時間未満は1時間とみなす。
- 4 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、全日とは午前9時から午後9時までをいう。
- 5 鳩山町民以外の者が使用する場合の使用料は5割増とする。また、団体の使用において当該団体の半数以上が町外の者で構成されている場合の使用料も同様とする。

別表第3（第15条関係）

デイサービスセンターの利用料金

区分	利用料金の種類	算定基準

第4条第1号アの事業の対象者	基本利用料金	介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ）第42条の2第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護保険法に基づき支給される地域密着型サービス費を控除した額
	上記に掲げるもののほか、その他に要する費用	利用者の自己負担額に関するもので規則で定める額
第4条第1号イの事業の対象者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号））	基本利用料金	高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額
	上記に掲げるもののほか、その他に要する費用	利用者の自己負担額に関するもので規則で定める額
第4条第1号イの事業の対象者（健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号））	基本利用料金	訪問看護療養費の額に、健康保険法第74条第1項（国民健康保険法第42条第1項）各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合に乗じて得た額
	上記に掲げるもののほか、その他に要する費用	利用者の自己負担額に関するもので規則で定める額

<p>第4条第1号イの 事業の対象者 (介護保険法)</p>	<p>基本利用 料金</p>	<p>介護保険法第41条第4項第1号または第53条第2項第1号の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護保険法に基づき支給される居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費を控除した額</p>
	<p>上記に掲げるもののほか、その他に要する費用</p>	<p>利用者の自己負担額に関するもので規則で定める額</p>